平成２３年（フ）第１１９３号
東京都調布市佐須町４丁目36番地８パインアベニューハイムＡ101
債務者　古田てい子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月１日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月１日午後３時
　東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２４０３号
神奈川県大和市中央５丁目13番４号　エクセレントヴィレッジ103号
債務者　土屋　隆子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月７日午後４時
　横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５９６号
静岡市清水区平川地６番２号　イーストサイド202号、前住所静岡市駿河区国吉田４丁目14番10号
債務者　水落　朋子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月６日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月29日午後１時30分
　静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１１１０７号
東京都板橋区前野町４丁目34－５－102
債務者　後藤　妙子
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午後４時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１１９１２号
東京都台東区千束２丁目26－10－502
債務者　中村　　平
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午後４時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２２５５号
東京都豊島区北大塚１丁目20－17－201
債務者　杉山　利香
1　決定年月日時　平成23年９月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月８日午後４時
　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第２０６号
沖縄県中頭郡読谷村字伊良皆344番地13
債務者　比嘉　美希
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時10分
　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２０９号
沖縄県うるま市与那城照間970番地
債務者　兼城　重夫
1　決定年月日時　平成23年９月27日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時10分
　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２２７号
沖縄県沖縄市高原１丁目８番17号　高原団地
債務者　新里　清光
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時10分
　那覇地方裁判所沖縄支部

平成２３年（フ）第２２８号
沖縄県中頭郡北谷町字桑江625番地17
債務者　仲宗根幸子
1　決定年月日時　平成23年９月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年12月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年12月13日午後１時10分
　那覇地方裁判所沖縄支部

破産手続廃止

平成２３年（フ）第９４２１号
埼玉県さいたま市緑区東浦和９丁目５－２－606
破産者　川端　康之
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９６０８号
東京都国分寺市西恋ケ窪３丁目29－２－Ｃ－103
破産者　氏福　淳子
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９７３６号
東京都品川区二葉１丁目13－９－203
破産者　藤田　武士
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８５６号
千葉県市川市北方町４丁目1785－１
破産者　本木　信二
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９８５７号
千葉県市川市北方町４丁目1785－１
破産者　本木　幸枝
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９２９号
東京都目黒区祐天寺２丁目15－10　ハイツセイワⅡ－102
破産者　林　有実子
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第９９７０号
東京都東村山市栄町２丁目４－１－302
破産者　石川　重巳
1　決定年月日　平成23年９月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
　東京地方裁判所民事第20部